

# 公益財団法人常陽藝文センター常勤役員報酬規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人常陽藝文センターの定款第31条の規定に基づき、常勤理事の報酬の支給について定めることを目的とする。

## (報酬の種類及び通勤手当)

第2条 常勤理事の報酬は、役員報酬とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤理事には、通勤手当を支給することができる。

## (報酬の支払方法)

第3条 常勤理事の報酬は、その金額を通貨で、直接常勤理事に支払うものとする。ただし、法令に基づき常勤理事の報酬から控除すべき金額がある場合には、その常勤理事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 常勤理事が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

## (報酬の支給日)

第4条 常勤理事の報酬は、その月の月額的全額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、公益財団法人常陽藝文センター給与規程（以下「給与規程」という。）第5条の規定に準じて支給する。

## (報酬の決定基準)

第5条 常勤理事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内で、一人当たり年額15,000,000円を上限として、理事会で決定するものとする。

## (通勤手当)

第6条 通勤手当を支給する場合には、給与規程第27条、28条、29条、30条、31条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤理事に支給する。

2 通勤手当の支給方法、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定、その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(公表)

第7条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行なう。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

# 公益財団法人常陽藝文センター非常勤役員及び 評議員の報酬規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人常陽藝文センターの定款第14条及び第31条の規定に基づき、非常勤役員及び評議員（以下「非常勤役員等」という。）報酬の支給について定めることを目的とする。

## (報酬の支給)

第2条 非常勤役員等が理事会・評議員会等に出席した場合には、その対価として別表に基づき報酬を支給する。

## (報酬の支払方法)

第3条 非常勤役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接非常勤役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき非常勤役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その非常勤役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 非常勤役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

## (報酬の支給日)

第4条 第3条第1項の報酬については、評議員会・理事会等の出席時に支給する。

## (公表)

第5条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行なう。

## (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

別表 評議員会・理事会等出席時の報酬（株式会社常陽銀行関係者を除く。）

評議員会・理事会等出席時の報酬	水戸市内に住所を有する者	都度 10,000 円
	水戸市外に住所を有する者	都度 13,000 円

\*金額は源泉徴収後の手取り額